

【シェヴギフトチケット利用約款】

第1条（シェヴギフトチケット利用約款について）

シェヴギフトチケット利用約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社シェヴ（以下「当社」といいます）が発行するギフトチケットの利用方法について定めるものであり、ギフトチケットの利用者（以下「お客様」といいます）は、本約款に従って、ギフトチケットを利用することができます。

第2条（ギフトチケットの利用方法）

1. お客様は、ギフトチケットを有効期限（ギフトチケット発行日より1年）内に限り、ギフトチケットサービスの代金としてご利用いただけます。
2. 当社が提供する、全サービスにご利用いただけます。サービス以外の代金のお支払いにはご利用いただけません。

第3条（ギフトチケットが利用できない場合）

次の場合には、ギフトチケットをご利用いただくことはできません。

1. ギフトチケットが、偽造、変造した物である場合。
2. お客様がギフトチケットを違法に取得したとき、または違法に取得されたギフトチケットであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得した場合。
3. 本約款に違反した場合。
4. ギフトチケットの破損、汚損等により、当社にてギフトチケットを真券と認識することができなかった場合。
5. その他、ギフトチケットが不正に利用されたと当社が確認できた場合。

第5条（ギフトチケットの再発行について）

お客様がギフトチケットを紛失した場合（盗難による場合も含みます）、また、偽造、変造された場合、当社はギフトチケットの再発行及び払い戻しはしないものとします。

第6条（トラブルについて）

当社は、お客様がギフトチケットを譲渡、紛失等した後、第三者が当社ギフトチケットを利用したことに起因し、お客様に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第7条（換金等の原則禁止）

1. ギフトチケットは、現金との引換えはできません。
2. ご利用されたギフトチケットに対し、釣銭は支払われないものとします。

第8条（担保設定の禁止）

1. お客様は、ギフトチケットに質権等の設定は一切することができないものとします。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反によって生じるトラブル等には一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第9条（本約款及びギフトチケットの取扱方法の変更）

当社は、本約款及びギフトチケットの取扱方法は任意に変更することができるものとし、変更する場合には、一定の予告期間を置いて当社ホームページ、専用ページへの掲載その他の当社所定の方法によりお客様に周知の方法を講じるものとし、予告期間経過後は変更後の本約款及び取扱方法が適用されるものとします。

附則 2017年9月25日からこれを適用します。

お問い合わせ先 株式会社シェヴ 東京都渋谷区渋谷 4-3-6 3F 03-5766-6630 <http://www.chezvous.co.jp>